

## 2020年度コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査について（概要）

### 1 調査内容

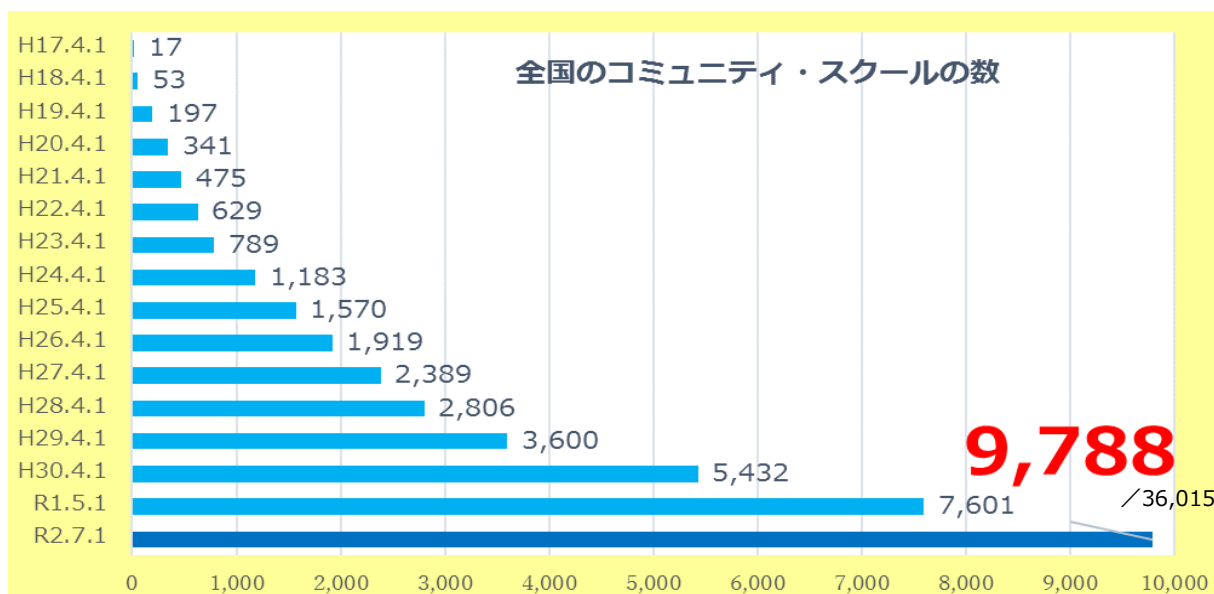
- (1) 調査基準日：原則として、令和2年7月1日
- (2) 調査対象：都道府県及び市区町村教育委員会（学校組合を含む。）
- (3) 調査方法：都道府県教育委員会を通じ、調査票を配布、回収（政令市教育委員会については都道府県教育委員会を介さず直接調査票を配布、回収）。
- (4) 主な調査項目：コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入状況、地域学校協働本部の整備状況、地域学校協働活動推進員等の配置状況等

### 2 調査結果の概要

#### (1) コミュニティ・スクールの導入状況

##### ① 全国の公立学校におけるコミュニティ・スクールの数

**9,788校（導入率27.2%）**（前年度から2,187校増加（導入率5.9ポイント増加））

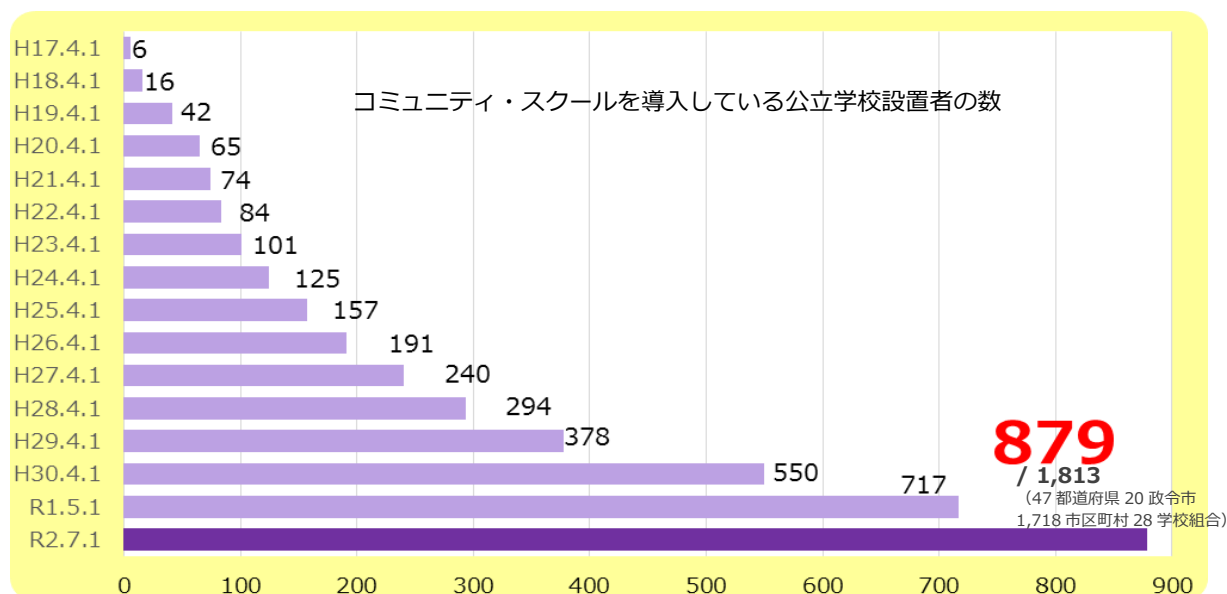


##### ② 全国の公立小学校、中学校、義務教育学校におけるコミュニティ・スクールの数

**8,681校（導入率30.7%）**（前年度から1,914校増加（導入率7.0ポイント増加））

③ コミュニティ・スクールを導入している公立学校設置者数

**850市区町村29道府県** (前年度から155市区町村7道府県増加)



※ 学校設置者には学校組合を含む。

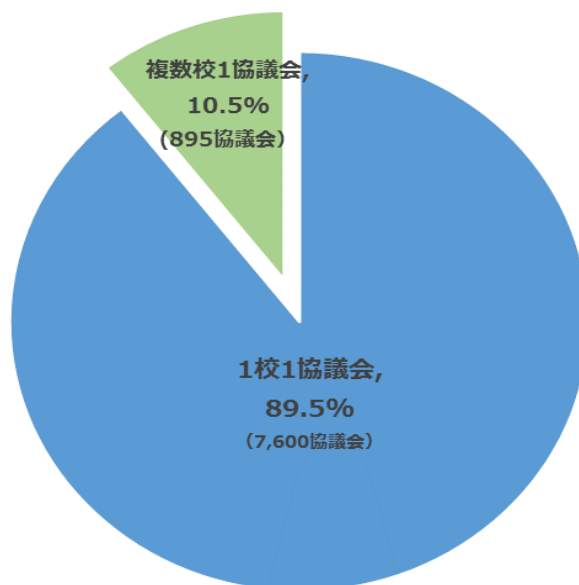
※ 学校設置者の母数は今回調査において教育委員会から回答のあった数としている。

④ 学校運営協議会の設置状況 ★今年度からの調査項目

全国の学校運営協議会の数 **8,495協議会**

1校に1つ設置している協議会の数 **7,600協議会(7,600校)**  
 複数校で1つ設置している協議会の数 **895協議会(2,188校)**

※「複数校で1つ設置している協議会」とは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5の「二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合として文部科学省令で定める場合には、二以上の学校について一の学校運営協議会を置くことができる」を根拠に置かれた学校運営協議会を指す。



※ 単位未満を四捨五入しているため、計と内訳の合計とは一致しない場合がある。(以降の各表・グラフにおいて同じ。)

## (2) 地域学校協働活動の実施状況

- ① 全国の地域学校協働本部数 10,878 本部 (前年度から 1,491 本部増加)

※ 国庫補助事業「地域と学校の連携・協働体制構築事業」で補助をしているものに限定されず、自治体から回答のあった数としている。

- ② 全国の公立小学校、中学校、義務教育学校において地域学校協働本部がカバーしている学校数 17,066 校 (60.3%) (前年度から 2,676 校増加 (9.8 ポイント増加))

- ③ 全国の地域学校協働活動推進員等 28,822人 (前年度から2,209人増加)

うち教育委員会が社会教育法に基づき、地域学校協働活動推進員として委嘱をしている者

7,339人 (前年度から2,164人増加)

※ 平成 29 年 3 月の社会教育法の改正により、教育委員会が地域学校協働活動推進員を委嘱することができるようになった。地域学校協働活動推進員とは、社会教育法第 9 条の 7 において定められている、教育委員会の施策に協力して地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う、教育委員会が委嘱している者のこと。

- ④ 全国の地域学校協働活動推進員等のうち、学校運営協議会委員である者

4,955人 ★今年度からの調査項目

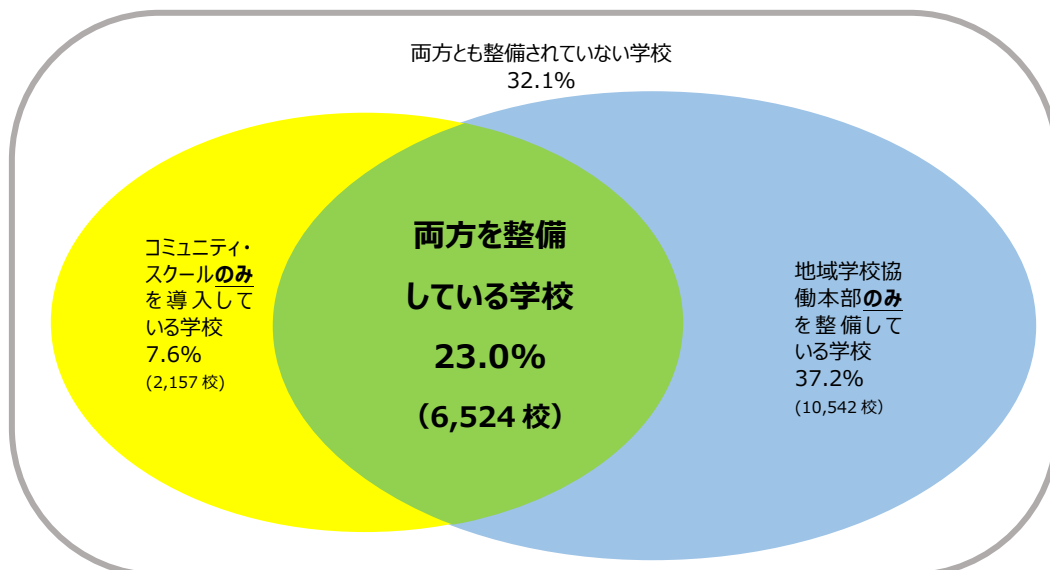
- ⑤ 全国の公立学校設置者のうち、地域学校協働活動推進員等を配置している割合

83.5% (前年度から9.0ポイント増加)

(3) コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の一体的な整備状況

全国の公立小学校、中学校、義務教育学校においてコミュニティ・スクールと地域学校協働本部をとともに整備している学校数

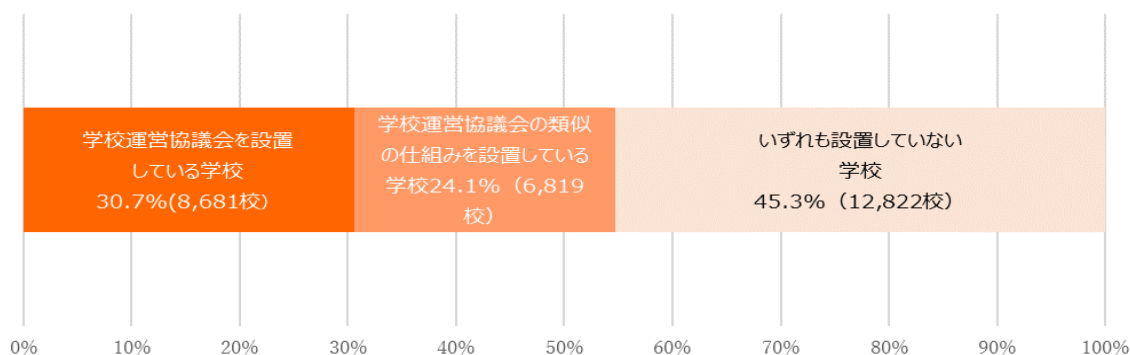
**6,524校 (23.0%)** (前年度から2,509校増加 (8.9ポイント増加))



(4) 学校運営協議会の『類似の仕組み』の実施状況

全国の公立小学校、中学校、義務教育学校において学校運営協議会の『類似の仕組み』を実施している学校数 **6,819校 (24.1%)** ★今年度からの調査項目

※ この調査の『類似の仕組み』の定義：法律に基づく学校運営協議会制度ではないものの、学校又は中学校区単位ごとに、教育委員会や学校が作成する要綱等により設置されている、地域住民及び保護者が学校運営や教育活動について協議し、意見を述べる会議体（学校評議員や学校関係者評価のみを行うことを目的とした委員会等は除く）。



### ◆◇コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）とは◇◆

- ・コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）は、学校が地域住民や保護者と教育目標を共有し、組織的・継続的な連携を可能とする、「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組みです。（平成16年法制化）

#### コミュニティ・スクールの主な3つの機能

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5】

- 校長が作成する学校運営の**基本方針を承認**する
- **学校運営について**、教育委員会又は校長に**意見を述べる**ことができる
- **教職員の任用に関して**、教育委員会規則に定める事項について、**教育委員会に意見を述べる**ことができる

- ・学校がチームとして教育力・組織力を発揮するとともに、学校と地域が適切に役割分担をしながら、それぞれが主体的に取り組を進めることで、子供たちの健やかな成長と質の高い学校教育の実現が可能になります。

- ・平成29年3月、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部が改正され、全ての公立学校がコミュニティ・スクールになることを目指し、学校運営協議会の設置が努力義務化されました。

### ◆◇地域学校協働本部とは◇◆

- ・地域学校協働活動とは、社会教育法第5条に規定される地域住民等が学校と協働して行う様々な活動を指します。

- ・地域学校協働本部は、多くのより幅広い層の地域住民・団体等が参画し、地域と学校が目標を共有しながら「緩やかなネットワーク」を形成することにより、地域学校協働活動を推進する体制です。

（1）コーディネート機能 （2）多様な活動 （3）継続的な活動

といった特徴があります。

- ・第三期教育振興基本計画（平成30年6月15日閣議決定）においては、全ての小中学校区において地域学校協働活動が推進されることを目指しています。